

2021（令和3）年の改正で、行政機関個人情報保護法は廃止され、個人情報保護法に統合されることになりました。そして、個人情報の定義は、官民双方において、個人情報保護法のそれに統一されました。行政機関個人情報保護法の内容は、おおむね個人情報保護法5章に組み込まれています。

その結果、107頁第2段落の最初の「行政機関個人情報保護法3条1項」は「個人情報保護法61条1項」になり、下から3行目の「行政機関個人情報保護法」は「個人情報保護法」に、最後の行の「(行政個人情報4条)」は「(個人情報62条)」になります。

また、第2段落の最初の行から3行目にかけての個人情報の定義は、「(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの〔他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む〕または個人識別符号が含まれるもの)」となります。